

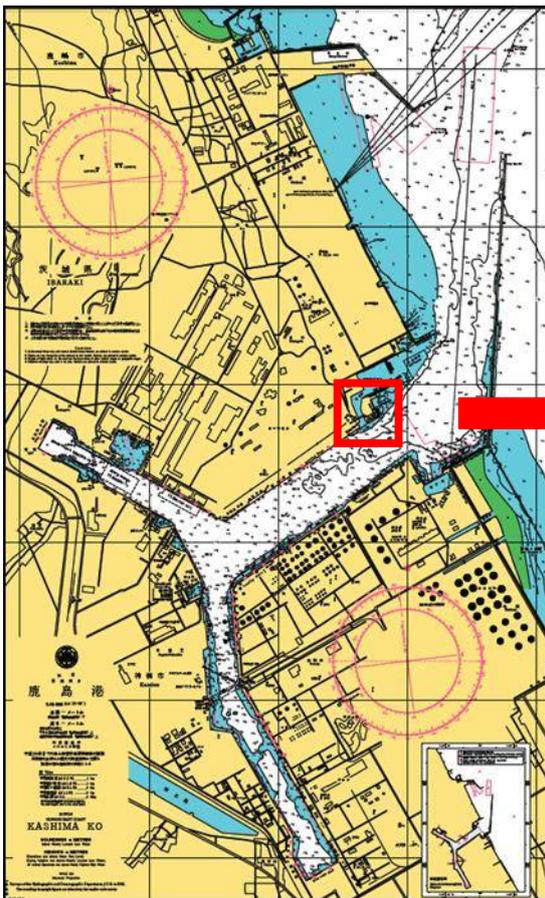
鹿島信号所の管制信号LED化について

(信号の視認可能範囲の変更)

鹿島信号所の閃光式信号は、平成26年1月15日(水)12:00ころ(入出港船の状況等により変更になる場合があります)、信号灯火の光源が放電管式からLED式へ切り替わり、信号の視認可能範囲が全周から3方向(別図のとおり)に変更となる予定です。

また、切り替え前日の1月14日(火)には新機器の動作確認のため点灯試験を行います。

なお、切り替えの前後及び点灯試験時においても、管制信号は従来どおり運用し消灯することはありません。



鹿島信号所

【所在】:神栖市居切浜字海岸砂地1909-13

【北緯・東経】:35-55-49・140-41-45

【お問合せ先】

茨城海上保安部 交通課(土日・祝日を除く)

電話:029-262-4106

鹿島海上保安署 港内交通管制官

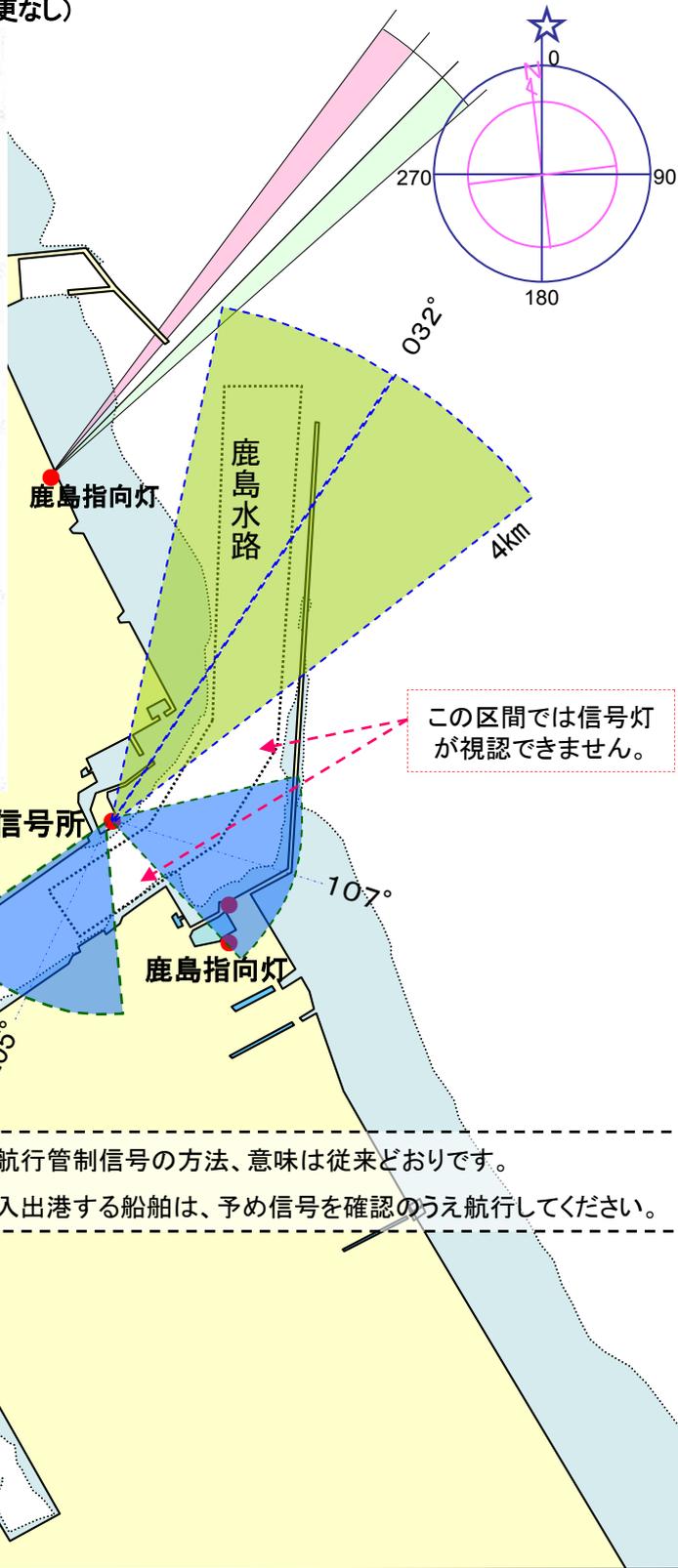
電話:0299-92-2602

愛します! 守ります! 日本の海
海上保安庁

鹿島信号所の管制信号視認可能範囲(H26. 1. 15以降)

鹿島水路における航行管制信号 (変更なし)

信号の方法 (昼夜別)		信号の意味
鹿島信号所 四光式	中央信号所 文字信号盤	
毎2秒に 白色光1閃 	文字の点滅 ● 	入航信号 (第1信号) ①入航船は入航可 ②全長 70m 以上の出航船 (1,000G/T 未満は除く) は運航を停止して待機。但し、港長の指示を受けた船舶は除く。 ③全長 70m 未満の出航船は出航可
毎2秒に 赤色光1閃 	文字の点滅 ○ 	出航信号 (第2信号) ①出航船は出航可 ②全長 70m 以上の入航船 (1,000G/T 未満は除く) は水路外において待機。但し、港長の指示を受けた船舶は除く。 ③全長 70m 未満の入航船は入航可
毎3秒に順次赤色光1閃及び白色光1閃 	文字の点滅 F 	自由信号 (第3信号) ①全長 190m (※油送船は 1,000G/T) 未満入出航船は入出航可。 ②全長 190m (※油送船は 1,000G/T) 以上入航船は水陸外で待機。 ③全長 190m (※油送船は 1,000G/T) 以上出航船は運航を停止して待機。
毎6秒に順次赤色光3閃及び白色光3閃 	文字の点灯 X 	入出航禁止信号 (第4信号) 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入出航禁止



- 航行管制信号の方法、意味は従来どおりです。
- 入出港する船舶は、予め信号を確認のうえ航行してください。